

小学校の特別支援教育体制に関する考察

杉野 学

インクルーシブ教育システムに着目して、特別支援教育の意義や推進の方向及び校内委員会の組織運営と教育相談の基本的考えやあり方を概説した。次に、小学校教員を対象に発達障害等の特別な教育的支援を必要とする児童への指導・支援と困難を感じていることに関する調査を実施し担任の支援状況を把握するとともに、学級経営や校内支援体制の在り方について検討した。

インクルーシブ教育システムにおいては、特別支援教育の視点で学級経営や教育相談を行うことが重要であり、合理的配慮に基づいた指導・支援を充実することについて論考した。

キーワード：インクルーシブ教育 特別支援教育 校内支援体制 教育相談

1. 問題と目的

平成19年度(2007年度)から、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒(以下、児童生徒等)を指導・支援するための特別支援教育がスタートした。そして、平成24年(2012年)7月、中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」では、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であると、その構築のために特別支援教育を着実に進めていく必要があることが報告されている¹⁾。今後、インクルーシブ教育システム構築に向けて特別支援教育に対する期待が、ますます高まっていくと言えよう。一方で、特別支援教育を取り巻く状況は様々な課題を抱えている。例えば、平成29年(2017年)3月、文部科学省初等中等教育局の「平成27年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査について」によると、小・中学校等におけるセンター的機能実施上の課題として、「全教員が特別支援教育の重要性について理解していること」、「特別支援教育実施のための校内体制を構築すること」及び「特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図ること」が挙げられている²⁾。インクルーシブ教育システムの構築という大きな教育改革の流れの中で、小・中学校等における特別な教育的ニーズを要する発達障害等のある児童生徒の増加に伴い、特別支援教育に関する校内支援の体制整備が求められている。

文部科学省は、特別支援教育に関する校内支援の体制整備について、地域や専門家と連携した「チーム学校」の方向を示した。平成27年(2015年)12月、中央教育審議会第104回総会で、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」が取りまとめられた。同答申では、これからの学校が教育課程の改善等を実現し、複雑化・多様化した課題を解決していくためには、学校の組織としての在り方や、学校の組織文化に基づく業務の在り方などを見直し、チーム学校という地域や専門家と連携

した教育の重要性が述べられた。そこでは、社会や経済の変化に伴い児童生徒等や家庭・地域社会が変容し生徒指導や特別支援教育等に関わる課題が複雑化・多様化しているために、「学校や教員だけが課題を抱えて対応するのは、十分に解決することができない」ということを指摘している³⁾。つまり、生徒指導や特別支援教育等に関わる問題を、担任一人で抱え込まないで地域や専門家と連携しながら解決の糸口を掴んでいくことの必要性を述べている。さらに、新小学校学習指導要領や同解説各教科編においては、ガイダンスとカウンセリングによる児童生徒理解の充実や、教科ごとに発達障害児等に対する具体的な支援について新たに示された⁴⁾。

この校内支援について、橋本（2019）は、学校における教育相談、生徒指導、特別支援教育の対象とされる児童生徒の問題は、重複するものや複雑にからみあっているとし、これまで培ってきた学校の校務分掌の専門性や役割・機能を大切にしつつ、発達障害、不登校、いじめ等といった教育課題に対する施策の推進が急務と指摘している⁵⁾。菊地（2018）は、学級経営において児童が互いに理解し助け合う協働的な風土づくりや授業での分かりやすい環境づくりを挙げて、「特別なニーズを有する児童だけでなく全ての児童のホームグラウンドとなる学級経営」の重要性を指摘している⁶⁾。大塚（2009）は小学校の支援体制について特別支援教育の意義を認識し特別支援教育コーディネーターの役割や資質の向上及び特別支援教育支援員の活用を主張している。そして、「特別支援教育を推進することは特別な教育的支援を必要とする子どもたちのみならず、すべての子どもたちにとって有益であるという認識」を教職員が共有することについて言及している⁷⁾。小坂・姉崎（2011）は、チーム支援を構築する上で、校内委員会による事例検討、ケース会議、支援の実施という流れがシステム化されることの重要性と、PDCA サイクルによって、個別の指導計画を授業の評価・改善につなげることを指摘している⁸⁾。三宅・横川・吉利（2008）は、コーディネーターの主な職務について、学級担任への支援、校内関係者との連携、校内委員会の推進の3点を挙げる一方で、巡回相談や専門家・関係機関との連携についての取組が課題であることを述べている⁹⁾。

これらの研究から、小学校における校内支援の体制整備については、市区町村の方針や学校の置かれた現状などの多様な要素が関連しながら、校内支援や組織づくり及び運営が行われていることが明らかになった。以上のことを整理すると、インクルーシブ教育システムにおける特別支援教育においては、地域や専門家と連携し小・中学校等に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒等への校内支援を一層充実していくことが、喫緊の教育課題であると言えよう。

そこで、本稿では、新学習指導要領（平成29年告示）やインクルーシブ教育システムに着目して、まずインクルーシブ教育システムにおける特別支援教育の意義や推進の方向及び校内委員会の組織運営と教育相談の基本的考えやあり方を概説する。次に、小学校教員を対象に特別な教育的支援を必要とする児童への支援内容と困難を感じている点に関する調査を実施し担任による支援状況を把握し特別支援教育の視点による学級経営と校内支援体制について検討することを目的とする。

2. インクルーシブ教育システムの構築

インクルーシブ教育（inclusive education）の考え方は、2006年国連本会議にて採択された「障害者の権利に関する条約」にもとづいている。インクルーシブ教育とは、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等という区別をなくし、両者が共に学べる教育の在り方をめざすことであり、その上で、一人一人の教育的ニーズに応じた教育をすることと言えよう。

我が国で、このインクルーシブ教育の在り方について公式に提起されたのは、平成24年（2012年）7月、中央教育審議会特別委員会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」においてである。同報告では、共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のために特別支援教育を着実に進めていく必要があること。そして、

同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みの整備が重要であることが示された。具体的には、早期からの教育相談・就学先決定の在り方、合理的配慮及びその基礎になる環境整備、多様な学びの場と学校間連携等の推進、教職員の専門性向上などについて述べてある。また、児童生徒等の自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとし、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意する必要性について述べてある¹⁰⁾。

さて、我が国は、平成 26 年（2014 年）1 月 20 日、「障害者の権利に関する条約」を批准した。同条約は、障害者の人権・基本的自由の享有の確保及び障害者固有の尊厳の促進を目的としている。インクルーシブ教育システム（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、同条約第 24 条によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させて、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないことや自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること及び個人に必要な合理的配慮が提供されることなどの必要性が述べてある。また、同条約第 8 条には、障害者に関する社会全体の意識を向上させる必要と教育制度のすべての段階において障害者の権利を尊重する態度を育成することが規定されている。

平成 26 年（2014 年）11 月、中央教育審議会（第 95 回）の諮問文の中で、「障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての学校において、発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めていくためには、どのような見直しが必要か。」と、言及された¹¹⁾。さらに、平成 27 年（2015 年）9 月障害者政策委員会「議論の整理～第 3 次障害者基本計画の実施状況を踏まえた課題～」の「3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等（1）インクルーシブ教育システム WS Ⅲの論点インクルーシブ教育の進捗状況はどうか。」では、インクルーシブ教育システムについて、「（文部科学省）障害者権利条約や障害者基本法にあるとおり、障害のある者が、その能力等を最大限に発達させ自由な社会に効果的に参加できることを可能とするとの教育理念の下で、障害のある者となない者とが可能な限り共に教育を受けられるよう配慮することを意味すると理解している。」と述べられている¹²⁾。

このように、我が国においては、インクルーシブ教育の中心は、障害児を対象としていることには変わりはないが、今日的な大きな社会問題である「いじめ、体罰、不登校、貧困、児童虐待、ジェンダー問題」などが複合的に絡み合っていると考えられる。例えば、ユネスコの「教育 2030: 万人のためのインクルーシブおよび平等で質の高い教育と生涯学習に向けて」（2015）では、貧困・遠隔地棟による不登校、ジェンダー格差への対応、障害児の教育保障など、いわゆる不利益を被りやすい子どもを視野に入れた教育の変革を求めている¹³⁾。また、平成 29 年（2017 年）3 月告示の小学校学習指導要領総則第 1 章第 4 節「特別な配慮を必要とする児童への指導」では、障害のある児童の教育以外に、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童への日本語指導や不登校児に関する特別な配慮が示してある。今日的なインクルーシブ教育システムの構築という大きな教育改革の流れを踏まえると、これからの学校教育は、障害の有無に関係なく特別な教育的支援を必要としている児童生徒等に対する指導・支援を一層推進することが期待されていると言えよう。

一方、我が国におけるインクルーシブ教育は、特別支援教育を中心に推進されているが、合理的配慮に対する合意形成や適切な指導・支援、基礎的環境整備などは、緒に就いたばかりである。障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念の構築に向けて、全ての学校において特別支援教育を着実に推進していく必要がある。

2-1 特別支援教育の意義

平成19年（2007年）4月から、学校教育法に特別支援教育が位置づけられて、すべての学校において障害のある児童生徒等への指導と必要な支援が推進されている。この特別支援教育を推進する上で基本となる考え方と、国及び地方公共団体の役割については、教育基本法第4条第2項で、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」と、規定されている。

さて、特別支援教育の理念が意味するところではどのようなことであろうか。このことを探るため、表1では、平成19年（2007年）4月1日付19文部初第125号「特別支援教育の推進について（通知）」¹⁴⁾に示してある特別支援教育の理念を、意味内容別に整理した。なお、表内の下線の箇所は、類別する際に重要な要素として捉えた点である。

表1 特別支援教育の理念の内容

理念の観点	理念の内容
1. 見方	障害のある幼児児童生徒の <u>自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する</u> という視点に立つこと。
2. 指導・支援	幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、 <u>適切な指導及び必要な支援を行う</u> こと。
3. 対象の児童生徒等	特別支援教育はこれまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、 <u>知的な遅れのない発達障害も含める</u> こと。
4. 教育の場	特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する <u>全ての学校において実施される</u> ものであること。
5. 教育の範囲	特別支援教育は、 <u>障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらない</u> こと。
6. 共生社会の形成	障害の有無やその他の個々の互いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる <u>共生社会の形成の基盤となる</u> こと。
7. 社会的価値	我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っていること。

特別支援教育の理念を、7つの観点（見方、指導・支援、対象の児童生徒等、教育の場、教育の範囲、共生社会の形成、社会的価値）で整理した。これを基にして、特別支援教育の意味するところは、概ね次の4点に整理できる。

ア. 全ての学校において、知的な遅れのない発達障害も含めた教育を行うこと。イ. 個々の教育的ニーズの把握と生活・学習上の困難の改善・克服をするための指導と支援をすること。ウ. 自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援すること。エ. 共生社会の基盤として社会的に重要な意味をもっていること。

特に、知的な遅れのない発達障害児も含めた特別支援教育を全ての学校において行うことが明確に示されたことは、これまでの特殊教育とは違うインクルーシブ教育システムを標榜したものと言えよう。上野（2004）は、発達障害児と特別支援教育の関係について、「LDという用語が登場し社会的な認知を初めて得たのは、1960年代前半のアメリカ合衆国においてでのことであり、わが国でLDとその教育の必要性が公的に言及されたのは1990年のことである」とし、「これまでの特殊教育に代わる新しい特別支援教育の幕を開けるきっかけにもなった」と述べている¹⁵⁾。

2-2 インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育推進の方向

特別支援教育の視点を学校教育に反映することについては、平成19年（2007年）4月に文部科学省が各教育委員会宛に通知した「特別支援教育の推進について（通知）」からも推し量ることができる。同通

知において、特別支援教育は、「障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの」として位置付けられており、「我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている」と言及されている¹⁶⁾。つまり全ての学校において特別支援教育の観点から教育を進めていくことにより、障害のある児童生徒等や障害があることが周囲から認識されていないものの学習上または生活上の困難のある児童生徒等及びすべての児童生徒等に対して、特別支援教育を推進することが個々の成長・発達に良い効果をもたらすということが言えよう。

それでは、特別支援教育の考え方を基にして、学校においてはどのような点を考慮しながら、日々の教育を充実していけばよいのであろうか。このことを探るために、文部科学省（2012）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）1. 共生社会の形成に向けて」に示してあるインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育を推進するための基本的考え方に関する3つの内容¹⁷⁾を、方向と方法に分けて意味内容別に整理した（表2）。なお、表内の下線の箇所は、類別する際に重要な要素として捉えた点である。

表2 インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進

目 的	方 法
・障害のある児童生徒等が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、 <u>自立し社会参加することができるようにする</u>	・医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用する
・障害のある児童生徒等のみならず、 <u>障害があることが周囲から認識されていないものの学習上または生活上の困難のある児童生徒等にも適用して教育を行う</u> ・様々な形で積極的に <u>社会に参加・貢献する人材を育成することにつながり、社会の潜在的能力を引き出す</u>	・特別支援教育の基本的考え方である、 <u>児童生徒等一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う</u>
・障害のある児童生徒等が、 <u>地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるようになる</u> ・障害のある児童生徒等が <u>積極的に社会に参加・貢献するための環境整備の一つとなる</u>	・地域の同世代の児童生徒等や人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成する ・可能な限り共に学べるように配慮する
・周囲の人々が、障害のある人や児童生徒等と共に学び合い生きる中、 <u>公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていく</u> ・ <u>インクルーシブな社会の構築につながる。また、社会の成熟度の指標の一つとなる。</u>	・特別支援教育に関連して、 <u>障害者理解を推進する</u> ・ <u>次代を担う児童生徒等に対し、学校において、これを率先して進めていく</u>

表2を基にして、共生社会をめざしたインクルーシブな社会の構築を標榜した特別支援教育を推進するための基本的な考えを検討すると、次の4点に整理できよう。ア. 教育指導において「児童生徒等一人一人の教育的ニーズを把握し適切な指導及び必要な支援」や「可能な限り共に学べるように配慮」を行うこと イ. 地域においては、「障害者理解」や「同世代の児童生徒等や人々の交流等」を推進すること ウ. 「医療、保健、福祉、労働等との連携」を強化すること エ. 特別支援教育の推進は、「インクルーシブな社会の構築」につながるとともに、「社会の成熟度の指標の一つ」となること

次に、インクルーシブ教育システムにおいて、障害の有無に関係なく児童生徒等達が、同じ場で共に学ぶことの教育的意義について考えてみたい。まずインクルーシブ教育システムの構築においては、個別の教育的ニーズのある児童生徒等の自立と社会参加を見据えて、個々の教育的ニーズに最も適切に応える教育ができるように多様で柔軟な仕組みを整備しなければならない。具体的には、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を用意することや、障害のある人と障害のない人が触れ合い交流する教育の場を増やしていくことが

望ましい。そのためには、基本的な方向性として、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。このことについて、久保山（2019）は、学校が「障害のある子どもへの受け入れに対して前向きになり、その経験を蓄積し、どれだけ今後に生かせるか」ということを重視することで、『始めは「難しい」「無理かも」と感じていたことが、「大丈夫」「あの経験を活用すれば何とかなる」というように、学校が変わっていく道筋が生まれる』と主張している¹⁸⁾。筆者は、学校教育に求められる社会的な役割から、障害の有無に関係なく児童生徒一人一人が、授業内容を理解し学習活動に参加しているという実感や学習の習熟に関する達成感を持ちながら、将来に向けた生きる力を身に付けていけるかどうか、重要な点であると考え。したがって、今日の学校教育には、障害の理解と必要な支援について教職員の意識や理解を深めることや、一人一人に必要な合理的配慮に基づく指導・支援や基礎的環境整備を行ったり、校内支援体制を整備したりすることによって、特別支援教育を中心としたインクルーシブ教育システムの構築を推進していくことが求められていると言えよう。一方、児童生徒等の障害の状態や教育的ニーズ及び学校や地域の実情等を考慮しないで、すべての児童生徒等に対して同じ場での教育を行おうとするのは、同じ場で学ぶという意味では平等であるが、実際に学習活動に児童生徒等が参加できていない場合は、その児童生徒等にとっては、健全な発達や適切な教育のための機会を平等に与えることにはならないということに留意する必要がある。

これまでのことを整理すると、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要である。そして、インクルーシブ教育システムを構築するためには、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の全ての学校において、特別支援教育を推進していくことが不可欠である。したがって、特別支援教育を推進していくためには、教員一人一人が担任する学級や担当する教科ごとに、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援を行う必要がある。そのためには、これまでの一斉指導による教科指導や集団を基本とした学級経営の考え、教育相談や保護者支援の在り方について、特別支援教育の視点で見直していく必要がある。

3. 校内委員会の組織運営

特別支援教育に関連する要素として、特別支援教育に関する理解推進、発達障害等の障害理解と指導・支援の充実、個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用、校内委員会の設置と運営、特別支援教育コーディネーターの複数指名と活用、合理的配慮の合意形成、基礎的環境整備、保護者相談、教育相談、特別支援学校のセンター的機能の活用、外部関係機関との連携協力などが挙げられる。校内委員会においては、特別な支援を必要とする児童生徒等一人一人の状況に応じて、これらの要素をコーディネートしていくことになる。

筆者は、これまで東京都A区やB市の小学校に在籍する発達障害のある児童に対する支援に向けて、外部専門員として当該校の校内支援に関わった経験がある。この経験を踏まえて、校内委員会の運営で重要な事項として、次の5点を挙げる。ア. 当該校の学校経営計画に特別支援教育に関する基本的な考えと方向に関する方針が定めてあること イ. 校内の特別支援教育を推進するための支援体制を校務分掌の中に組織してあること ウ. 発達障害児等に関わるために必要な人材が構成されていること エ. 校内委員会を運営するプログラムがあること オ. 個に応じた支援に関する個別的教育支援計画や個別の指導計画などの支援計画が作成・活用されてあること

3-1 校内委員会の設置と役割

校内委員会の設置については、新規委員会を立ち上げたり、従来の校内組織に校内委員会の機能を持たせたり、既存組織の整理統合などが考えられる。「特別支援教育の推進について」[平成19年（2007年）4月初等中等教育局長通知]において、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障

害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置することとし校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成することが示された。

校内委員会の役割については、文部科学省「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育的支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」[平成16年（2004年）1月]では、「学習面や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒に早期に気付く、実態把握を行い学級担任の指導への支援方策を具体化する、保護者や関係機関と連携して個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成する、全教職員の共通理解を図るための校内研修を推進する、保護者相談の窓口となる」などが示されている¹⁹⁾。表3に、校内支援における担任、学年会、校内委員会、研修会の役割とその内容を整理した。

表3 校内支援の役割

役割	内容
担任	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者 <ul style="list-style-type: none"> ・当該保護者との話し合いをもつ、個別の教育支援計画・個別の指導計画へ意見を反映する ○担任 <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活上の気付きを記録する、支援の状況を記録に整理しておく ・生活面や学習面での課題を整理し個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成する ・保護者の要望を聞き取る、学年会におけるケース会議の資料作成をする ○特別支援教育コーディネーター等との連絡を密にとる
学年会	<ul style="list-style-type: none"> ○当該児童に関する情報交換と共通理解をする ・学年体制における支援内容・方法について検討する ・校内委員会で検討するケースであるかどうかを選択する
校内委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○担任からの情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・担任として把握している状況をまとめて情報提供する、個別の指導計画に記載して情報提供をする ○状況把握と支援内容・方法 <ul style="list-style-type: none"> ・校内体制における支援内容・方法について検討する ○保護者支援 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職、特別支援教育コーディネーター、担任等が連携して必要な支援について当該保護者へ報告・相談をする
校内研修会	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害の理解と支援、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用、保護者支援などについて研修する

3-2 校内委員会の運営

次に、多様な教育課題に応じる校内委員会の運営を考えてみたい。チーム学校として、地域や専門家と連携した校内支援の一連の流れを構築する必要がある。その際、カリキュラム・マネジメントと校内支援を関連させてPDCAサイクルを踏まえた流れを作り、その成果を学校評価に反映させることが重要となる。表4に、新学習指導要領で新しく示されたカリキュラム・マネジメントの視点で、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを踏まえた校内支援の流れを整理した。特に、P: 個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成する⇔D: チームによる支援を実践する⇔C・A: チームによる支援を評価・改善するという流れを踏まえて、指導・支援を進めていく校内委員会の運営が重要となる。

表4 PDCAによる校内支援の流れ

支援の流れ	支援内容	支援方法
チームによる支援の要請に応える	校内支援委員会で支援の必要性を検討	担任や保護者から相談や要望を受けた場合、校内委員会でチームによる支援が必要かどうかを、委員会メンバーで検討する
アセスメントを実施する	ケース会議の実施、支援の目的・方法の検討	ケース会議を実施し当該児童生徒に関する情報を収集・分析し目標や方法の方向を検討する
P: 個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成する	アセスメントに基づき問題解決に向けた支援計画を作成	アセスメントに基づき支援計画を作成し短期、中・長期の方策を具体的に検討する
D: チームによる支援を実践する	定期的なケース会議の実施	特別支援教育コーディネーターを中心とした指導の経過報告、効果的な支援方法を検討する
C・A: チームによる支援を評価・改善する	支援の振り返りと具体的な改善策の提案	個別の教育支援計画や個別の指導計画及びチーム支援の見直しをする
チームによる支援を終結する	目標達成の判断	支援目標の達成について評価し継続か終結かを判断する。進学先等への引継ぎ資料を用意する

4. 教育相談

新学習指導要領においては、障害のある児童生徒の調和的な発達を支える指導の基盤として、まず、日々の学級経営を基盤とすること。次に、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスを充実すること。そして、児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングを推進することが示してある。さらに、学習指導要領解説では、ガイダンスは、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や教育活動の特性を踏まえて、あらかじめ適切な時期や機会を設定し「主に集団の場面で必要な指導や援助を行う」ものとしている。また、カウンセリングは、個々の児童生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて「主に個別の会話・面談や言葉掛けを通して指導や援助を行う」ものとしている。ガイダンスを集団の場における指導や援助とし、カウンセリングを個別の会話や言葉掛け、そして面談の場における指導や援助として分けしている。そして、この双方を関連させながら、児童生徒の発達を支援することが重要であるとしている。新学習指導要領では、教育相談を教育課程の編成・実施の重要な基盤として捉えているのである²⁰⁾。

したがって、担任にはガイダンスやカウンセリングを行いながら児童生徒の発達支援を充実していくという新たな学級経営力が求められているといえよう。次に、学校教育の場でのガイダンスとカウンセリングの考え方について探る。

4-1 ガイダンス

表5に、特別支援学校学習指導要領解説を基にして、学校教育におけるガイダンスの意味と狙い及び配慮事項を整理した。

表5 ガイダンスの内容

1. ガイダンスの充実を図る意味
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童生徒が学級や学校の生活によりよく適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くようにする ・選択や決定、主体的な活動に関して適切な指導・援助を与えることによって、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育てる

2. ガイダンスの具体的な狙い
<ul style="list-style-type: none"> ・学習活動など学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、学業や進路等における選択、自己の生き方などに関わり、よりよく適応し、主体的な選択や自己決定ができるようにする ・一人一人の児童生徒に関し、学校や学級の生活によりよく適応させ、これから取り組むことになる諸活動に対して主体的な活動への意欲をもたせる ・自己実現に関わって必要とされる資質や能力、態度を身に付けるようにする ・共に学び、活動することを通して存在感や自己実現の喜びの感じられる生活を築かせる中でよりよい発達を促す
3. ガイダンスの充実に向けた配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> ・単なる事前の説明や資料配布に限定されるものではなく、適切な情報提供や案内・説明、活動体験、各種の援助・相談活動などを進めていく ・入学時、新学期開始時期において、教師と児童生徒及び児童生徒相互の好ましい人間関係が生まれるように配慮する ・学校や学部、学級における諸活動や集団の意義、内容などを十分に理解し、自発的によりよい生活に取り組むことができるよう創意工夫する ・新たな学習や各種の学習活動の開始時期などでは、これから始まる学習に対し積極的な意欲をもち、主体的活動に取り組むことができるよう配慮する ・進路選択について自己理解を深め、自己の将来の生き方を考え、卒業後の進路を主体的に選択し、更に積極的にその後の生活において自己実現を図ろうとする態度を育てるよう配慮する

4-2 カウンセリング

表6に、特別支援学校学習指導要領解説を基にして、学校教育におけるカウンセリングの実施に向けた考えと狙い及び指導上の工夫を整理した。

表6 カウンセリングの内容

1. カウンセリングの実施に向けた考え
<ul style="list-style-type: none"> ・様々な生徒指導上の課題等が早期化しているため、中学部からではなく小学部高学年からの対応が必要である ・小学部の低学年、中学年、高学年の発達の段階に応じて、それぞれの特長を生かした指導の工夫を行う ・知的障害である児童生徒の場合、低学年、中学年、高学年の発達の段階の特長を生かした指導の工夫だけではなく、知的障害の状態を踏まえた効果的な指導が求められる
2. カウンセリングの狙い
<ul style="list-style-type: none"> ・本人や保護者などに教育上の望ましい在り方に関する助言を行い、悩みや困難の解決を援助し児童生徒の発達に即して、好ましい人間関係を育て生活によりよく適応させ人格の成長への援助を図る
3. カウンセリングの実施に向けた指導上の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・個々の多様な実態や抱える課題やその背景などを把握する、早期発見・早期対応に留意する、スクールカウンセラー等の活用や関係機関等との連携などに配慮する ・低学年では、行ってよいことと悪いこととの区別がしっかりと自覚でき、社会生活上のきまりが確実に身に付くよう繰り返し指導するなどの指導上の工夫を行う ・中学年では、自分を内省できる力を身に付け、自分の特徴を自覚し、そのよい所を伸ばそうとする意識を高められるよう指導するなどの指導上の工夫を行う ・高学年では、児童の自律的な傾向を適切に育てるように配慮する

4-3 学級経営に求められるガイダンス・カウンセリング

表5・6のガイダンスとカウンセリングの内容は、これまでも学校教育においては、担任の学級経営の一環として行われてきた。例えば、全校集会、児童生徒理解、生徒指導などの場で実践されている。しかし、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の視点で見ると、本人や保護者との合

理的配慮や基礎的環境整備に関する合意形成のときや、発達障害児への専門的な指導・支援などの際には、特別支援教育コーディネーターだけでなく学級担任にもガイダンスやカウンセリングの力が、求められる。さらに、校内支援体制を整備しその支援機能を充実するためには、学級担任のみならず教育相談担当教師など他の教師がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と連携・分担し、発達支援センター等の外部専門機関との連携を密に取りながら、特別支援教育を必要としている児童生徒等への必要な指導・支援を充実していくことが、求められている。そのためには、「チーム学校」としての特別支援教育に関する校内支援の体制整備と、その適切な運営を行うことが、今日的な課題と捉えることができる。加えて、新小学校学習指導要領解説総則編では、学校は当該児童や保護者と話し合うなどして「児童理解・教育支援シート」等を作成することが望ましいとされている²¹⁾。このことについては、平成29年(2017年)12月22日、中央教育審議会にて「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」が取りまとめられた。この中間まとめでは、日本語能力に応じた指導が必要でありかつ不登校であるなど児童生徒が複数の課題を抱えており個々の課題に応じたそれぞれの支援計画の作成が求められている場合は、一つの支援計画でまとめて作成すべきであることが提言された。そして、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(通知)(3)学校が作成する計画等及び学校の組織運営に関する見直しについて」では、「各教科等の指導計画や、支援が必要な児童生徒のための個別の指導計画・教育支援計画等の有効な活用を図るためにも、計画の内容や学校の実情に応じて複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組を推進すること」としている。また、同通知(別添)「学校における働き方改革に関する緊急対策2. 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し」では、「児童生徒ごとに作成される計画については、学校や児童生徒の状況等に応じて複数の計画を1つにまとめて作成することで、業務の適正化を図り、効果的な指導につなげられるよう、必要な支援計画のひな型を示し、教育委員会等の検討を促す。」としている²²⁾。このような経過の中、現在、各校で作成されている諸支援計画が、どのように一元化されるかについては今後の動向をみていくことになろう。

これまで、インクルーシブ教育システムにおける特別支援教育の捉え方や校内支援体制及び学級経営と教育相談について、述べてきた。次に、特別支援教育の視点で担任の学級経営の在り方を検討していきたい。

5. 学級担任による支援状況

担任や教科指導担当教員による合理的配慮は、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて必要とされる個別の配慮として日々の指導の中で位置付くものである。そのため、学級担任制である小学校においては、担任による学級経営が特別支援教育の基盤となる。このことについて、関田(2019)は、合理的配慮を成立させるためには、学級づくりが鍵であるとして「個別支援をする前に、その個別支援をしても問題にならないような学級づくり」が行われている必要性を主張している²³⁾。この考え方に基くと、担任による学級づくりという土台が出来ていて、その上で授業がユニバーサルデザイン化されていることによって、一人一人に対する個別支援が生きてくるという学級経営を基盤とした特別支援教育の教育方法が見えてくる。

5-1 アンケート調査

- (1) 目的・・・小学校教員の特別な支援を必要とする児童に対する取り組みと困難を感じる点についての状況を把握する。
- (2) 調査項目の内容・・・「特別な支援を必要とする児童に対して、学級経営や学習指導、生活指導等に

において、どのような取組を行っていますか。」「特別な支援を行う際に、困難を感じる点がありますか。」の2点について自由記述。

(3) 方法・・・平成30年6月、東京都A市立B小学校教員を対象に、留め置き法によるアンケート調査を実施した。筆者は、同小学校教員を対象に特別支援教育研修を実施したが、そのとき事前に依頼をしておいたアンケート調査の結果を回収した。調査期間は、平成30年6月第1週から第2週の14日間。

(4) 対象・・・B小学校の全教職員（支援員・相談員を含む）15名。

5-2 結果と分析

(1) 回収結果

対象の15名全員から回答を得た。回答者の内訳は、次の通りである。

- 1) 特別支援学級担任：3名（有効回答数3名、無効回答数0、教職経験年数：5年、9年、33年）
- 2) 通常の学級の担任：9名（有効回答数9名、無効回答数0、教職経験年数：初任、3年、4年、5年、6年、10年、12年、13年、32年）
- 3) 担任以外の学習支援員・相談員：3名（有効回答数3名、無効回答数0、経験年数7年、11年、37年）

(2) 特別な支援を必要とする児童に対する取り組み

次の表7に、特別な支援を必要とする児童に対する取り組みに関する回答内容を、「学習指導・生活指導、学級経営、特別活動、校内支援、保護者や関係機関との連携」ごとに、筆者が意味内容別に整理した。なお、表中の（ ）には、筆者の外部専門家としてのコーディネーター経験を踏まえて説明を加筆した。

表7 特別な支援を必要とする児童に対する取り組み

	特別支援学級担任(有効回答数3)	通常の学級担任(有効回答数9)	担任以外の職員(有効回答数3)
1. 学習指導・生活指導	<ul style="list-style-type: none"> ・学習意欲を高め学力を向上させる ・体験的で総合的な活動を行う ・繰り返し学習で基礎基本を定着する ・自立した生活を目指し社会性を育てる ・教材教具を開発する ・教材を揃えて効果的な利用を心掛ける ・教材を通常の学級の先生方へ紹介する 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導を短く具体的に作る ・視覚支援をする（掲示物の整理、スケジュールの提示、絵カード等の活用） ・個別に声かけを行う（一斉指導の中での個別の配慮） ・柔軟に対応する（障害の状況や学習態度に応じる） ・数値で評価できるようにする（個人内評価で学習の状況を記述する機会が多い） 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の特性に応じた対応をする（障害の程度や状態及び認知の仕方や学習の習熟など） ・視覚的な構造化をする（写真、絵カード、シンボルマークによる支援、見通しを持たせるためにスケジュールボードの活用など） ・その場ですぐに対応する（その時に褒めるなど）
2. 学級経営	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・学級規律やルールを明確にする ・難しさに寄り添う気持ちをもつ 	なし
3. 特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習を計画的に進める ・通常の学級との交流及び共同学習や地域と連携した教育を推進する 	なし	なし

表つづく

4. 校内支援	・学校全体での共通理解のもとに子どもの実態に応じて支援する ・関係諸機関と連携する	・校内で情報を共有する ・サポーターをつける	なし
5. 保護者や関係機関との連携	・保護者と協力し学校生活支援シートを作成する	・保護者との面談をする ・各機関の先生達と情報交換を行い、通級につなぐ	なし

1) 学習指導・生活指導

特別支援学級担任からは、指導の狙いに関する「学習意欲を高め学力を向上させる、体験的で総合的な活動を行う、繰り返し学習で基礎基本を定着する、自立した生活を目指して社会性を育てる」ことや、教材教具に関する「教材教具の開発、効果的な利用、通常の学級担任への紹介」が記述されていた。また、通常の学級担任からは、指導法に関する「指導を短く具体的に作る、視覚支援をする、個別に声かけを行う、柔軟に対応する」ことや、学習評価に関する「数値で評価できるようにする」が記述されていた。他、担任以外の職員である支援員や相談員からは、指導法に関する「本人の特性に応じた対応をする、視覚的な構造化をする、その場ですぐに対応する」が記述されていた。

2) 学級経営・・・通常の学級担任からは、集団指導に関する「学級規律やルールを明確にする、難しさに寄り添う気持ちをもつ」が記述されていた。

3) 特別活動・・・特別支援学級担任からは、障害の理解啓発に関する「交流及び共同学習を計画的に進める、地域と連携した教育を推進する」が記述されていた。

4) 校内支援・・・特別支援学級担任からは、共通理解と連携に関する「学校全体での共通理解のもとに子どもの実態に応じて支援する、関係諸機関と連携する」が記述されていた。また、通常の学級担任からは、共通理解に関する「校内で情報を共有する」ことや、支援体制に関する「サポーターをつける」が記述されていた。

5) 保護者や関係機関との連携・・・特別支援学級担任からは、個別の教育支援計画に関する「保護者と協力し学校生活支援シートを作成する」が記述されていた。また、通常の学級担任からは、教育相談に関する「保護者との面談をする、各機関の先生達と情報交換を行い、通級につなぐ」が記述されていた。

(3) 特別な支援を必要とする児童に対する取り組みで困難を感じる点

次の表8に、特別な支援を必要とする児童に対する取り組みで困難を感じる点について、回答内容を「学習指導・生活指導、学級経営、特別活動、校内支援、保護者や関係機関との連携」ごとに筆者が意味内容別に整理した。

表8 特別な支援を必要とする児童に対する取り組みで困難を感じる点

	特別支援学級担任(有効回答数3)	通常の学級担任(有効回答数9)	担任以外の職員(有効回答数3)
1. 学習指導・生活指導	・様々な発達段階の児童をグループ指導する際、実態に合った指導をする ・個々の実態が違うため、グループ学習や個別に対応する際の学習課題をどのように組み立てるか	・全体での指示が通らない ・全体の進みと少数への支援の兼ね合いをとる ・本人の問題意識を把握する ・担任が個別の支援をする ・教材作成の時間を取る	なし

	<ul style="list-style-type: none"> ・障害が多様なので、個に応じた指導となると個別の対応が多くなること ・教材開発や研究の時間を作ること 		
2. 学級経営	<ul style="list-style-type: none"> ・重度～軽度、知的障害のない児童まで障害幅が広い集団活動が難しい 	なし	なし
3. 保護者や関係機関との連携	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭からの協力を得る 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭との意見のすり合わせや方向性の意見のまとめ方 ・一対一対応が難しく、登校しぶり等の二次的障害がある場合

1) 学習指導・生活指導・・・特別支援学級担任からは、指導法に関する「発達段階に応じたグループ指導、個々の実態に応じたグループ学習、個別に対応する学習課題の設定、多様な障害に応じた個別の対応が多くなること」、通常の学級担任からは、一斉指導に関する「全体での指示が通らない、全体の進みと少数への支援の兼ね合いをとる」ことや、「個々の問題意識の把握や個別の支援」、の記述がされていた。「教材教具作成の時間の確保」は両者に共通して記述されていた。

2) 学級経営・・・特別支援学級担任からは、学級の集団活動について「重度～軽度、知的障害のない児童まで障害幅が広い学級なので集団活動が難しい」の記述がされていた。

3) 保護者や関係機関との連携・・・通常の学級担任からは、「家庭からの協力を得ること」の記述がされていた。

(4) 分析

表7、8の調査結果を見ると、特別支援学級担任の場合は、在籍する児童の障害の幅が広いいため、集団指導と個別指導において、どのように個に応じた指導を充実していくのかについて触れてある記述が多い。一方、通常の学級担任の場合は、学級集団を基盤とした一斉指導の中での個への配慮について触れてある記述が多い。次に、これらの記述の傾向について述べる。まず特別支援学級担任の場合は、障害のある児童の集団と個別の指導の場における指導内容・方法について、担任が様々な考慮をしていることが言えよう。さらに、チーム・ティーチング(T・T)における教員の役割分担などにも触れてある。一方、通常の学級担任の場合は、学級集団の中で発達障害等のある児童に対する配慮について考慮していることが言えよう。このようにそれぞれの担任が置かれた立場や指導の場の違いによって、指導上の考えや関心事は違う。そのため、学校全体で実施されている特別支援教育の視点で考えると、同じ小学校内ではあるが、明らかに指導内容・方法や指導体制が違う中でそれぞれが携わっている教育活動について互いに理解を深めながら、個に応じた指導・支援の工夫や校内委員会の運営について連携体制を醸成していくことの重要性を指摘したい。それでは、校内支援では、どのような点に留意する必要があるのだろうか。校内支援を充実するために必要な要素を、以下に挙げる。ア.学級経営の中での支援・指導に関する配慮(合理的配慮、基礎的環境整備) イ.障害の幅が広い集団に対する指導内容・方法(個別の教育支援計画、個別の指導計画) ウ.集団指導と個別指導の場の設定(学級経営、指導法) エ.教材作成や開発に充てる時間の確保(校内研修、教材研究) オ.教育相談の進め方(教育相談体制) カ.保護者相談の進め方(校内委員会、教育相談体制)

次に、これらの要素を含めて、特別支援教育に関する校内支援を充実するために必要な視点を考えてみたい。

6. 学級経営と校内支援体制との関連

学級経営と特別支援教育に関する校内支援体制との関連について検討する。図1では、「特別支援教育に関する教育課程編成」、「教育相談機能の拡充」、「特別支援学校のセンター的機能の活用」、「特別支援教育に関する教職員・保護者研修」の視点で、学級経営を基盤とした校内支援体制を整理した。

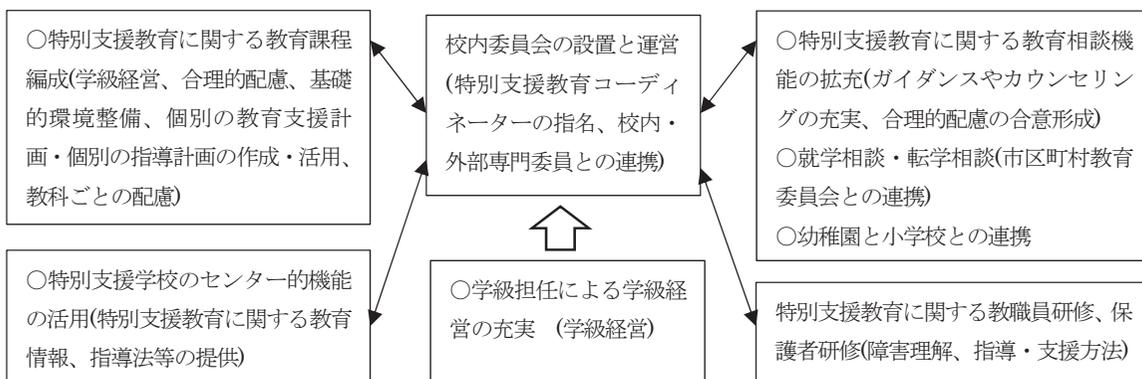


図1 学級経営と校内支援体制との関連

まず特別支援教育に関する教育課程の編成については、担任の学級経営における合理的配慮や基礎的環境整備及び個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用が重要である。次に、合理的配慮の合意形成においては、学級担任が専門家と連携し校内のガイダンスやカウンセリングを充実することにより、特別支援教育に関する教育相談機能を拡充することが必要となる。さらに、市区町村教育委員会の方針を踏まえた就学相談・転学相談の円滑な実施、幼稚園・保育所等との連携が求められる。また、小・中学校等の養成に応じて域内の特別支援学校のセンター的機能を活用した教育相談や支援・指導の充実が重要となる。なお、特別支援教育を支える学校としての専門性や教員の指導力の向上については、教職員研修とともにPTAと連携して保護者研修を充実することで、発達障害等の障害理解や指導・支援方法に関する理解を深めることができよう。

6-1 特別支援教育の視点を生かした学級経営

今回のB小学校のアンケート調査では、特別支援学級と通常の学級の担任において、それぞれ児童理解や集団を基盤とした考え方及び個別の課題に視点をおいた個に応じた指導の実施状況が明らかになった。それぞれ通常の学級と特別支援学級という教育をする場は違うが、担任としての児童に対する学習の習熟や生活力を高める考えに相違はない。したがって、学級経営においては、個々の障害等の特性に応じた適切な指導や必要な支援を行う際には、「特別な支援の必要性」への理解を深めるとともに、児童生徒同士で互いの特徴を認め合い支え合う関係づくりを、学級経営方針として学級経営案に示し保護者会等で周知することが重要である。また、障害者理解教育や交流及び共同学習を推進することによって、障害理解を進めるとともに障害への偏見や差別を解消する必要がある。そして、特別な支援を必要とする児童生徒等が、学級の中で安心して生活し、自分のもてる力を十分に発揮するためには、学級全体の児童生徒等の理解と協力が欠かせない。

学級経営における担任の役割については、文部科学省「生徒指導提要」(2010)では、学級経営の基本方針の下に、児童生徒の成長発達が円滑で確実に進むように、学級を単位として展開される様々な教育活動の成果が上がるよう諸条件を整備し運営していくことが示されている²⁴⁾。次のようなことが学級担任の具体的な活動として挙げられる。

- ・学級経営計画の作成と活用では、学級経営方針、学級経営案、学級目標、学級経営組織、評価・改善など
- ・学習指導では、学習の習熟を高める指導、学習規律の確立など
- ・生活指導では、児童生徒理解、教育相談、学級の雰囲気醸成、担任と児童生徒、児童生徒同士の人間関係づくりなど
- ・環境整備では、教室環境の構成、学習環境の設定、言語環境の整備など
- ・学級事務では、成績処理、会計、学級通信、保健健康に関する学務や教務に関係する事務
- ・連携では、保護者やPTA、地域、校内、教育関係機関、指導相談所・子ども家庭支援センター、警察など

学校における児童の学習や生活の基盤は、通常の学級であろうが特別支援学級であろうが、共に担任による学級経営にある。発達障害や知的障害等のある児童生徒等も含めた学級経営を、適切に行うことによって、個々の児童の多様性を受け入れる心情や態度を培うことができる。そのためには、一人一人を温かく包み込む担任の教育愛や、児童が互いの良さを認め合い高め合う学級づくりが重要である。また、担任自身が支援の必要な児童への関わり方の手本を示すことが求められる。特に、特別の支援を必要とする児童に対して行う個別の支援を説明する際は、周囲の児童生徒等に対して、困難さや苦しさについての理解を求めただけでなく、当該児童の良い面も積極的に伝えていくことで、児童間の理解を深める工夫をしなければならない。

6-2 担任と特別支援教育コーディネーターとの連携

発達障害児を担任する教員の不安や指導・支援を適切に支えるためには、学年会や校内委員会における担任へのサポートや特別支援教育コーディネーターと担任との日常的な連携が欠かせない。特に、発達障害のある児童生徒一人一人の様々なつまずきや学習や生活上の困難の状況と、その原因の理解や指導方針などが適切なものであるかどうかを検討する際には、両者の緊密な協力を必要とする。

学校においては、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を特別支援教育コーディネーターに指名し、校務分掌に位置付けて、その役割を校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などとしている。なお、この特別支援教育コーディネーターについては、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が平成15年(2004年)3月に取りまとめた「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」で初めて示された内容である。その役割は、「校内、または、福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役」、「保護者に対する学校の窓口の役割を担う者」として、学校の校務に位置付けているのが特徴である。学校内外で特別支援教育コーディネーターが、果たす主な役割として次の点が挙げられる。

- ・校内外の関係部署や専門機関等との連絡・調整に関すること
- ・地域における関係機関とのネットワークの構築に関すること
- ・特別支援教育のニーズがある児童生徒等や保護者の理解に関すること
- ・LD、ADHD等の発達障害のある児童生徒等、保護者、担任との相談に関すること
- ・障害のある児童生徒等の教育実践の充実に関すること

特別支援教育コーディネーターの行うコンサルテーションとして、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・実施・評価・改善は重要である。特に、児童生徒等の実態把握であるアセスメント(見立て)の視点が重要であるため、一人一人の実態を把握しその結果を必要な支援や指導へと結びつけていく必要がある。具体的には、困難な状況の原因や背景について適切に把握をし、PDCAサイクルを踏まえて指導や支援について評価をしていく。このような指導・支援に関する相談の流れにおいて、学級担任の果たす役割や特別支援教育コーディネーターとの連携は、非常に重要なものと言えよう。

新小・中学校学習指導要領においては、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けるすべての児童生徒に対して、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成し活用することが示された。これらの計画を作成する際は、多面的なアセスメントを実施しながら、児童生徒等の将来も見据えながら必要な支援や指導を考えていくことになる。そのためアセスメントでは、発達障害を含むなんらかの障害の可能性、精神的な疾患や心理的な問題の可能性、家庭の養育環境や校内での人間関係などの環境的な要因などを見立てることになる。また、教育相談におけるガイダンスやカウンセリングでは、児童生徒の抱える問題に対する専門家からの見立てや、そのための支援や指導に向けた地域資源の導入と連携（スクールクラスター）について、見通しや支援・指導の流れを組織的に計画することが一層必要となる。これからのインクルーシブ教育システムの構築に向けて特別支援教育コーディネーターや校内委員会及び担任の学級経営力がますます重要となろう。

6-3 特別支援教育コーディネーターに求められる心理教育的援助サービスに関する資質能力

今日的なインクルーシブ教育システムの構築においては、障害の有無に関係なく様々な教育的支援を必要とする児童生徒等に対するきめこまかな支援が求められている。例えば、特別支援教育、外国に繋がる児童生徒の日本語指導、不登校対策、児童虐待、貧困などの社会的養護を必要とする児童生徒等への対処が挙げられよう。校内委員会等を通して、これらの特別な支援を必要とする児童生徒等の指導・支援や保護者相談などについて対処していくことが推察される。校内委員会の果たす意義や役割は、一層拡充されていくのではないだろうか。

また、特別支援教育コーディネーターには、校内委員会の運営に関する中心的な役割を果たすために、心理教育的援助サービスを行う力が求められている。そのためには、学級経営を担っている担任と特別支援教育コーディネーターとの連携を進めるとともに、校内支援の体制整備においては、チーム学校として、校内の関係者と地域や専門家との有機的な繋がりを持たせなければならない。このことについて、石隈（2017）は、児童の学習面、心理・社会面、進路面、健康面などの問題状況を適切に把握し教育的な援助における判断のための資料を作成する心理教育的アセスメントには、児童の学級担任や保護者を含む援助チームであることが望ましいと述べている²⁵⁾。

表9は、特別支援教育コーディネーターがコンサルタントとしての役割を果たすために求められる資質や技能について、まとめたものである²⁶⁾。なお、表中の「○」の内容は、国立特別支援教育総合研究所HP「教育相談情報提供システム特別支援教育コーディネーターの役割2（特別支援学校）」を参考にして記述した。また、表中の（例）は、筆者の外部専門家としてのコーディネーター経験を踏まえて記した。

表9 特別支援教育コーディネーターに求められる心理教育的援助サービス

	心理教育的援助サービスの内容
コーディネーション	○児童生徒等一人一人の教育的ニーズと校内外の資源を結び付けるために、校内外の人的資源をリサーチしたり支援体制を積極的に活用したりする （例）学校経営計画に基づき相談支援の手続きや流れを検討するとともに、個別的教育支援計画や個別の指導計画に基づき個々の教育的ニーズに応じた関係機関との連携、指導法、合理的配慮について提示する
コンサルテーション	○支援を必要とする児童生徒等、保護者、担任に対するアドバイスや指導法を提案したり助言したりする （例）ケースに基づき個別的教育支援計画等に基づき、必要な支援内容・方法について具体的な提案をする

ファシリテーション	校内の組織体制作り際に学校の方針を踏まえて、必要な連絡調整を行ったり教職員の協力体制のもと指導や支援の取り組みを促進したりする (例) 通常の学級や特別支援学級及び学年間の連絡調整を行い、指導・支援を推進する
ネットワーキング	○地域支援に関するネットワークを構築し地域の専門機関との連携を推進する (例) ケースに応じて外部専門機関や外部専門家との連携を図り必要な支援・指導法等に関する情報を担任へ提供する
カウンセリング	○保護者や児童生徒等の諸問題への気付き、初期の情緒的な混乱、教員の心理的な負担等に対応するために、保護者や担任に対する相談の窓口的役割を担う (例) 相談体制を把握し学級・学年間や分掌との調整、保護者や担任からの相談窓口としての役割を果たす
アセスメント	○行動観察、諸検査、面接結果を活用して、児童生徒の状況や取り巻く教育環境に関する実態把握と、具体的な支援方法を組み立てる (例) 特別支援教育コーディネーター、専門家、担任や教科担当者同士で相談して、具体的な実態把握の方法や指導・支援に関する具体的な方法を提供する

特別支援教育コーディネーターに求められる心理教育的援助サービスの視点で支援を整理してみたが、特別支援教育コーディネーターが単独で様々な事を行うことは現実的に難しい。チーム学校として、地域や専門家と連携した心理教育的援助サービスに関するコンサルテーションの流れを築く必要がある。このことについて、石隈（2004）は、学校におけるコンサルテーションを「異なった専門性や役割をもつ者同士が子どもの問題状況について検討し今後の援助のあり方について話し合うプロセス」と定義し、その中核となるものは心理教育的援助サービスであると述べている²⁷⁾。

また、特別支援教育コーディネーターの役割については、中央教育審議会答申では、校内における取組だけでなく、小学校や中学校等に在籍する児童生徒に対する巡回による指導を行ったり、特別支援学校の教師の専門性を活用しながら教育相談を行ったりするなど、域内の教育資源の組み合わせ（スクールクラスター）の中で、コーディネーターとしての機能を発揮していくことが述べてある。インクルーシブ教育システムの構築に向けて、これからの特別支援教育コーディネーターの果たす役割は、障害児のみならず多様な状況に置かれた児童生徒等を対象とするため、その専門性の一層の向上が求められるよう。

7. 合理的配慮に視点を当てた校内支援

次に、合理的配慮や基礎的環境整備を視野に入れた校内支援の方法について検討する。文部科学省（2012）は、「合理的配慮」の決定方法として、まず対象児の状態把握を行い、これを踏まえた設置者、学校と本人及び保護者による合意形成を図った上での合理的配慮の決定と提供が望ましいとしている。したがって、これからのインクルーシブ教育における校内支援の体制整備においては、特別な教育支援を必要とする児童生徒等の状態把握と合意形成に着目した教育相談や支援を進めることが重要となろう。そのため、次の表10は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒等の状態把握から合理的配慮の合意形成までのプロセスに視点を当てて、筆者の外部専門家としてのコーディネーター経験を踏まえて支援に必要な内容を整理した。

表10 特別な教育的支援を必要とする児童生徒等への支援

<p>【特別な教育的支援を必要とする児童生徒等への支援】 状態把握～合意形成までのプロセス 以下の1～5の取り組みは、相互に関連しながら循環するプロセスである</p>

- | |
|---|
| <p>1 状態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気づきの共有（担任、保護者等）⇔情報収集（観察、検査、面接）⇔相談（本人・保護者） ・観察、検査、面接による客観的な状況把握 <p>2 校内委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内委員会⇔ケース会議⇔コーディネーター会議 <p>3 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導目標の設定、指導場面、指導内容・方法の検討 <p>4 支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級⇔特別支援学級⇔通級指導教室 ・T・Tによる指導、少人数指導、個別指導、取り出しによる指導 <p>5 合意形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・実施・評価・改善 |
|---|

校内支援は、通常の学級担任、特別支援学級担任、通級指導教室担任、教務主任等が、それぞれ特別支援教育コーディネーターの役割を担い組織的な支援を進めることによって、対象児と保護者への支援及び担任間での相互支援を高めることができる。特別支援教育に関する校内支援は、教育活動と関連している。そのため、表10の1～5の項目は、一方向性で一過性のものではなく、双方向性で中・長期的な循環型の支援であると言える。

次の表11に、児童生徒等の状態把握と合意形成に至るまでの保護者や教職員による支援に視点を当て、筆者の外部専門家としてのコーディネーター経験を踏まえて主な内容を整理した。表10の特別な教育的支援を必要とする児童生徒等への支援とともに、表11の保護者や教職員への支援と関連づけながら、校内の支援体制を整備していくことで、より効果的な実効性のある特別支援教育の相談支援体制を整備することができる。

表11 保護者や教職員への支援

<p>【保護者や教職員への支援】</p> <p>児童生徒等の状態把握と合意形成に至るまでの保護者や教職員による支援 以下の1～3の取り組みは、相互に関連しながら循環するプロセスである</p> <p>【保護者への支援】</p> <p>1 多様な相談窓口の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター、担任、養護教諭、管理職 <p>2 専門家との相談の場の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師、臨床心理士、発達支援センター等との連携 <p>3 障害理解啓発の場の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習等の理解啓発、障害理解の研修会開催 <p>【教職員への支援】</p> <p>1 専門家との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談による専門家からの助言 ・ケース会議における専門家からの助言 <p>2 専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会、事例研究、授業研究 <p>3 特別支援学校のセンター的機能の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の専門的情報や障害特性や指導法に関する情報提供、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成など
--

合理的配慮の合意形成の基盤となるのは、相談活動である。相談内容は、諸検査や学習支援を勧める、

支援を受ける方法を検討する、支援に対する評価を行うなどがある。相談を円滑に行うため、まず全体保護者会等で、校内の相談支援体制の流れを保護者へ十分に周知する必要がある。そして、校内委員会を構成するメンバーである特別支援教育コーディネーターと通常の学級担任、特別支援学級担任、通級指導教室担任、教務主任等を有機的に機能させながら、組織的に相談を進めることによって、その効果が期待できるものとなろう。このことについて、堀部（2018）は、合理的配慮の提供に着目して、対象児への支援と支援者である保護者や教職員への支援が有機的にかかわることを重視した校内支援体制をシステム化することによって、相互のかかわりが効果的に機能し対象児への支援が充実することを主張している²⁸⁾。

特別な教育的支援を検討する合理的配慮の合意形成や基礎的環境の整備については、継続した相談が求められる。保護者や本人からの相談は、初めは学校におけるさまざまな場面での困りごとや教育活動全般からみた総合的な相談から始まる場合が多い。そして、相談を重ねていく中で、学習面や生活面の状況が明らかになってくる。さらに、相談が進展していくと、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用に関する情報が話題となる。

なお、表 10 の特別な教育的支援を必要とする児童生徒等への支援と、表 11 の保護者や教職員への支援は、相互に関連しながら循環する内容であるため、相談の結論や効果を早急に求めることがないように留意すべきである。

8. まとめ

本研究は、特別な支援を必要とする児童生徒等に関する校内支援の在り方について、インクルーシブ教育システムの構築という大きな流れの中で、特別支援教育との関連で述べてきた。具体的には、まず国の施策や新学習指導要領等を踏まえて、特別支援教育の意義や推進の方向及び校内委員会の組織運営と教育相談の基本的考えやあり方を概説した。次に、B 小学校教員を対象として、発達障害等の特別な教育的支援を必要とする児童への指導・支援や、その困難を感じていることに関する調査を実施し支援状況を把握した。そして、特別支援教育に視点を当てた学級経営や担任と特別支援教育コーディネーターとの連携及び合理的配慮に視点を当てた校内支援の在り方について検討した。以上、インクルーシブ教育システムにおいては、特別支援教育の視点で学級経営や教育相談を行うことが重要であり、合理的配慮に基づいた指導・支援を充実することについて論考した。

今後、学校教育の中でますます進展する方向にあるインクルーシブ教育の視点で、校内委員会の運営を考えてみると、これまで障害のある児童生徒等を主な対象として運営してきた校内委員会から、不登校児への対応、外国籍の児童生徒等に対する日本語教育、被虐待児に対する社会的養護などの教育課題を抱える児童生徒等も対象として加えながら、校内委員会の意義や運営方法などの在り方を転換していく必要があるのではないだろうか。今日、学校教育においては、多様な教育的ニーズのある児童生徒等を対象とした教育活動を推進している。これからの学校教育においては、チーム学校として地域や専門家と連携をしながら、校内委員会等で教育相談機能を拡充させて多様な教育的ニーズに応えていく運営を推進していくことが期待されていよう。

なお、本研究で取り上げた B 小学校における校内支援に関する調査回答は、全ての学校に共通するものではない。しかし、小学校特別支援学級や通常の学級担任の学級経営の考えや学習指導・生活指導などに関する支援や課題の一部を明らかにすることができた。今後は、地域の小・中学校を支援するための特別支援学校のセンター的機能の活用について具体的に明らかにしていきたい。また、これからのインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育を中心とした新たな校内支援の体制の在り方についてもさらなる実践的な研究を進めていきたい。

謝辞

本研究のアンケート調査に当たっては、B小学校の管理職の先生はじめ諸先生方のご協力に感謝の意を表す。

文献

- 1) 文部科学省 HP (2012)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm) (平成 31 年 1 月 9 日閲覧)
- 2) 文部科学省 HP (2017)「平成 27 年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査について」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afiedfile/2017/03/14/1383107.pdf) (平成 31 年 2 月 15 日閲覧)
- 3) 文部科学省 HP (2017)「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1366271.htm) (平成 31 年 1 月 9 日閲覧)
- 4) 文部科学省 (2017)「小学校学習指導要領」、「小学校学習指導要領解説」東洋館
- 5) 橋本創一 (2018)「学校教育相談と発達障害児支援に関する実践と研究」日本学校心理士会年報第 11 号、pp.35-36.
- 6) 菊地一文 (2018)「特別な教育的ニーズに応じた指導及び支援の充実に向けて」特別支援教育研究 No.735 東洋館出版社、pp.7-8.
- 7) 大塚玲 (2009)「小学校における校内支援体制の構築と特別支援教育コーディネーターの役割」静岡大学教育学部研究報告、pp.109-122.
- 8) 小坂みゆき・姉崎弘 (2011)『小学校における「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・策定と活用－有機的な支援の連携をめざして－』三重大学教育学研究紀要第 62 巻 pp.153-159.
- 9) 三宅康勝・横川真二・吉利宗久 (2016)「小・中学校におけるコーディネーターの職務と校内体制」岡山大学教育実践総合センター紀要第 8 巻、pp.117-126.
- 10) 文部科学省 HP (2012)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm) (平成 31 年 1 月 15 日閲覧)
- 11) 文部科学省 HP (2012)「資料 1-2. 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について(諮問)」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/_icsFiles/afiedfile/2014/12/17/1353643_1_2.pdf) (平成 31 年 1 月 15 日閲覧)
- 12) 障害者政策委員会 HP (2015)「議論の整理～第 3 次障害者基本計画の実施状況を踏まえた課題～」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000171084.pdf>) (平成 31 年 2 月 4 日閲覧)
- 13) 千賀愛 (2016)「新しい特別支援教育のかたち 3 章インクルーシブ教育の国際動向」吉利宗久・是永かな子・大沼直樹共編著 培風館、pp.24-25.
- 14) 文部科学省 HP (2007)「特別支援教育の推進について(通知)」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf) (平成 31 年 2 月 15 日閲覧)
- 15) 上野一彦 (2004)「日本 LD 学会 LD・ADHD 等関連用語集第 2 版」日本文化科学社、pp.3-4.
- 16) 文部科学省 HP (2017)「特別支援教育の推進について(通知)」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm) (平成 31 年 3 月 4 日閲覧)
- 17) 文部科学省 HP (2012)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 1. 共生社会の形成に向けて」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm) (平成 31 年 2 月 15 日閲覧)
- 18) 久保山茂樹 (2019)「個の教育的ニーズを尊重することが共生社会の担い手を育むことにつながる」総合教育技術、

小学館 2019 年 1 月号 pp.12-15.

- 19) 文部科学省 (2004) 「小・中学校における LD (学習障害) ,ADHD (注意欠陥 / 多動性障害) ,高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン (試案)」 東洋館出版社、pp.20-21.
- 20) 文部科学省 (2017) 「小学校学習指導要領」、「小学校学習指導要領解説」、「特別支援学校学習指導要領」「特別支援学校学習指導要領解説」 東洋館出版社
- 21) 文部科学省 (2017) 「小学校学習指導要領解説総則編」 東洋館、pp.118-119.
- 22) 文部科学省 (2018) 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について (通知) 別添) 学校における働き方改革に関する緊急対策」
- 23) 関田聖和 (2019) 「教員一人ひとりが専門性を高め子どもの実態に応じた学級づくりをする」 総合教育技術、小学館 2019 年 1 月号 pp.16-19.
- 24) 文部科学省 (2010) 「生徒指導提要」 教育図書、pp.138-139.
- 25) 石隈利紀 (2017) 「学校心理学ガイドブック」 学校心理士資格認定委員会編 風間書房、pp.8-11.
- 26) 国立特別支援教育総合研究所 HP「教育相談情報提供システム特別支援教育コーディネーターの役割 2(特別支援学校)」 (http://forum.nise.go.jp/soudan-db/htdocs/index.php?page_id=58) (平成 31 年 3 月 4 日閲覧)
- 27) 石隈利紀 (2004) 「学校心理士による心理教育的援助サービス 6 章学校心理士によるコンサルテーションの方法」 学校心理士認定運営機構監修 北大路書房、pp.74-77.
- 28) 堀部要子 (2018) 「校内支援システムの構築と合理的配慮の提供」 特別支援教育研究 No.735 東洋館出版社、pp.12-15.

(受付 2019.3.22 受理 2019.6.6)